

# サービスごとの指導事項【施設系（障害者総合支援法）】

## 1 人員基準関係

### （1）人員基準における用語の定義等

※<共通事項「11 人員基準等について」参照>

#### ◆ 従業者の員数を算定する場合の「利用者の数」

##### ◎ 原則：前年度の平均値

当該年度の前年度の利用者延べ数÷開所日数（小数点第2位以下切り上げ）

##### ◎ 定員を増減した場合等の「利用者の数」の考え方

###### 《新設・定員を増加した場合》

- ① 新設・定員の90%
- ② 増加（増加時点から6月未満）・増加後の利用定員の90%
- ③ 新設・増加（新設・増加時点から6月以上1年未満）・直近6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数
- ④ 新設・増加（新設・増加時点から1年以上経過）・直近1年における全利用者の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数

###### 《減少した場合》

- ⑤ 減少（減少時点から3月以上）・減少後の利用者数等の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数

※ただし、生活介護における利用者数の算出については、サービス提供の所要時間を考慮。

サービス所要時間5時間以上7時間未満の利用者…1人ではなく0.75人として計算

サービス所要時間5時間未満の利用者…1人ではなく0.5人として計算

新規または再開若しくは定員増の場合には、新設等分又は増員分に関し、所要時間を踏まえて利用者数を算出します。新設等又は増員時点から6月未満の間は、利用定員（増員分）の90%に対し、利用者ごとのサービス提供の所要時間の見込みに応じ、2分の1又は4分の3を乗じた数が利用者の数となります。

### （2）人員配置の確認

従業者は「利用者数の前年度の平均値」を基準に配置が必要ですので（新設等の場合は、「（1）人員基準における用語の定義等」を参照。）、年度ごとに人員基準を満たしているか、また、加算の要件を満たしているか、必ず確認を行ってください。なお、人員欠如となった場合には、報酬が減算となる場合がありますので、速やかに届け出るとともに、人員の補充を行ってください。

### （3）管理者の取扱い

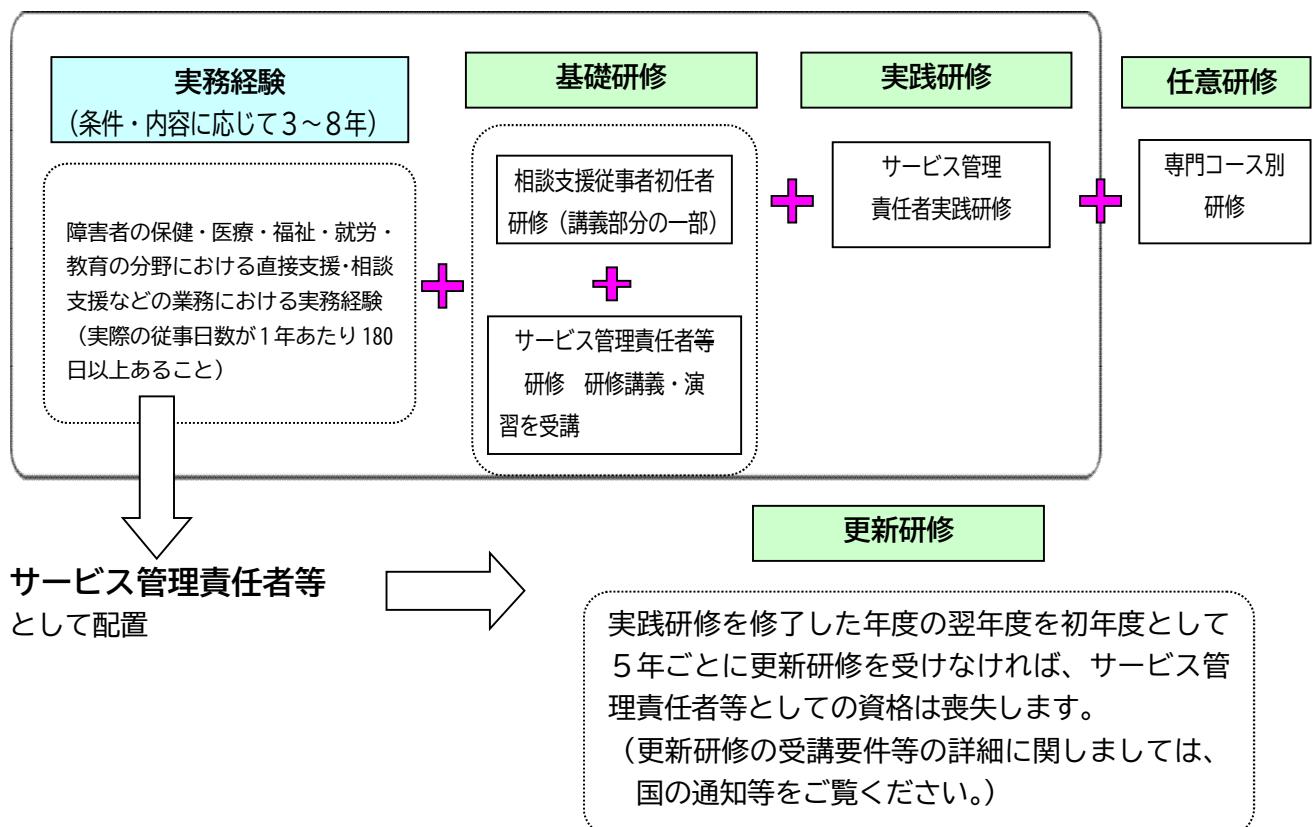
サービス種類	要件
療養介護	医師であること。
生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 施設入所支援	次のいずれかに該当すること。 ① 社会福祉主任用資格を有する者 ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に定める事業）に2年以上従事した者 ③ 上記①、②と同等以上の能力を有すると認められる者

※管理者は、原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

## (4) サービス管理責任者の取扱い

### ◆研修及び実務要件の要点等

- ◎一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、平成31（令和元）年より新体系となり、研修が基礎研修、実践研修、更新研修に分かれています。
- ◎旧体系研修受講者は令和6年3月31日までに更新研修の受講していない場合、資格が失効しているため、サービス管理責任者欠如減算が適用される場合があります。
- ◎令和4年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）とサービス管理責任者基礎研修を受講修了し実務経験要件を満たしている者を対象に、サービス管理責任者の配置（みなし配置）を認める取扱いは終了しました。
- サービス管理責任者のみなし配置は失効しているため、  
サービス管理責任者欠如減算が適用される場合があります。
- ★サービス管理責任者のみなし配置を行っていた事業所は特にご注意ください。
- ◎令和4年4月1日以降に基礎研修を受講修了した者は、両研修を受講修了し、実務経験要件を満たしたうえで、基礎研修修了者となった日以後サービス管理責任者実践研修受講開始前5年間に通算して2年以上の実務経験（OJT）を満たし、実践研修を受講修了した場合に、サービス管理責任者としての配置が可能となります。



## «参考» サービス管理責任者の実務経験

業務範囲	業務内容	実務経験年数・日数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	(1) 施設等において相談支援業務に従事する者 ○地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ○児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター ○障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター ○一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、介護保険法に規定する居宅介護支援事業及び介護予防支援事業	5年以上かつ900日以上 ※3年以上で基礎研修受講可
	(2) 保険医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ア 社会福祉主任用資格を有する者 イ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) ウ 国家資格等(※1)を有する者 エ (1)・(3)・(4)に従事した期間が1年以上ある者	
	(3) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
	(4) 特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	(5) その他これらの業務に準ずると北州市長が認めた業務に従事する者	
第2 直接支援業務	(6) 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床 ○障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ○保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8年以上1440日以上 ※6年以上で基礎研修受講可
	(7) 特例会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者	
	(8) 特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
第3 有資格者等	(9) その他これらの業務に準ずると北州市長が認めた業務に従事する者	5年以上かつ900日以上 ※3年以上で基礎研修受講可
	上記「第2」の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ア 社会福祉主任用資格者 イ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) ウ 児童指導主任用資格者 エ 保育士 オ 精神障害者社会復帰指導主任用資格者	
	上記「第1の相談支援業務」及び「第2の直接支援業務」に従事する者で、国家資格等(※)による業務に3年以上従事している者	3年以上かつ540日以上 ※1年以上で基礎研修受講可

「第1 相談支援業務」

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

「第2 直接支援業務」

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練などをを行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(※) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

(注) 実務経験及び日数について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

## 2 運営基準関係

### (1) 管理者及びサービス管理責任者の責務等

#### <管理者>

- ◆ 従業者及び業務の管理その他の一元的な管理
- ◆ 従業者に指定基準等の規定を遵守させるための必要な指揮命令

<事業所指定基準第66条、施設指定基準第40条>

#### <サービス管理責任者>

- ◆ 個別支援計画の作成
- ◆ 利用申込者の利用に際し、その者的心身の状況、当該事業所以外におけるサービス等の利用状況等の把握
- ◆ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的な検討、自立した日常生活を営むことが出来ると認められる利用者に対する必要な援助
- ◆ 他の従業者に対する技術指導及び助言
- ◆ 利用者の自己決定の尊重を原則とし、自ら意思を決定することに困難を抱える利用者の意思決定に関する支援

<事業所指定基準第57・58・59条、施設指定基準第23・24・58条>

#### 【個別支援計画作成について】

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成にあたっては、以下の手順により行うこと。

##### ◆ アセスメントの実施

利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者を支援する上で適切な支援内容を検討すること。また、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

##### ◆ 利用者との面接

アセスメントに当たっては、利用者に面接を行い、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ること

##### ◆ 計画の原案の作成

利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載すること

##### ◆ 計画の作成に係る会議の開催

利用者に対するサービスに当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、当該利用者も参加の上、生活に対する意向等を改めて確認するとともに、計画原案の内容の意見を求める

##### ◆ 利用者又はその家族に対する計画の説明及び交付

利用者又は家族に計画原案を説明し、文書により利用者の同意を得た後、計画を利用者・指定特定相談支援事業者等に交付すること

##### ◆ モニタリング【計画の実施状況の把握】の実施

利用者及びその家族等との継続的な連絡・定期的な利用者との面談を行い、モニタリング結果を記録すること

##### ◆ 定期的な計画の見直し、計画の変更

サービス種別	個別支援計画見直しの時期
療養介護、生活介護、施設入所支援	少なくとも6月に1回
自立訓練	少なくとも3月に1回

- ! サービス管理責任者は、適切な方法で個別支援計画を作成していますか。
- ! 個別支援計画の見直しや変更が適切に行われていますか。
- ! 個別支援計画の見直しを行った結果、計画を変更しなかった場合も、見直しの内容について利用者の同意を得て、同意を得た旨を記録してください。
- ! 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合は、個別支援計画未作成減算となることがあります。
- ! 報酬告示や留意事項通知において「個別支援計画に基づき」支援を行うこと等とされているにも関わらず支援の内容の記載がない場合は、加算を算定できないことがあります。

#### 【不適切な事例】

- × 利用開始後に個別支援計画を作成している
- × サービス管理責任者以外の職員が作成している（サービス管理責任者が作成していない）
- × 少なくとも6ヶ月に1回以上（自立訓練及び就労移行支援は少なくとも3ヶ月に1回以上）見直しが行われていない
- × 利用者・家族との面接・モニタリングに係る記録が残されていない
- × 作成日、利用者への説明日、利用者のサイン又は押印がない
- × 個別支援計画を利用者に交付していない

#### 【生活介護における個別支援計画について】

R6年度4月以降は、個別支援計画に「標準的な支援時間」を定める必要があります。

個別支援計画には、実際のサービス提供時間に加え、生活介護の配慮規定に該当する時間を加えた合計の時間を支援の標準的な提供時間等の欄に記載してください。

## (2) サービス提供拒否の禁止

- ◆ 事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならない。  
    <指定基準第11条>
- ◆ 事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。  
    <指定基準第3条【一般原則】>

- ! 「正当な理由」がある場合とは、以下のような場合です。

- ① 事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 事業所の運営規程において「主たる対象とする障害の種類」を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合

### (3) サービスの提供の記録

- ◆ サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録しなければならない。
- ◆ サービスの提供の記録に際しては、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

<事業所指定基準第19条、第53条の2、施設指定基準第17条>

! サービスを提供した際には、提供日、サービスの具体的な内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録する必要があります。

※ 「療養介護の利用者」及び「障害者支援施設における入所者」に対するサービス提供をした際には、記録を適切に行うことができる場合においては、後日一括して記録することも差し支えないとしています。

- ! 障害者支援施設においては、施設障害福祉サービスの種類ごとに記録がされていますか。(例えば、日中に生活介護、夜間に施設入所支援を提供する場合、それぞれに記録が必要。)
- ! サービス提供実績記録票等により、利用者等にサービス提供したことについて確認を受け、当該記録票に自署してもらう等、確認を受けたことが分かるようにしてください。

- ◆ 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ◆ 事業者は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

<事業所指定基準第75条、施設指定基準第56条>

! 個別支援計画、サービス提供の記録、市町村への通知に係る記録、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、5年間の保存が必要となります。

### (4) 受給資格の確認・サービス利用に係る支給申請手続き等の援助

- ◆ サービス提供を求められた場合は、受給者証によって、支給決定の有無、有効期間、支給量等を確かめなければならない。
- ◆ 支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- ◆ 支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

<事業所指定基準第14・15条、施設指定基準第12・13条>

- ! 受給者証と受給者証分冊等により、障害支援区分の変更の有無の確認、複数の事業者間との調整等を適切に行ってください。
- ! 受給者証の内容を確認し、必要に応じて支給決定の更新手続きや変更申請等の案内・援助をしてください。
- ! 支給決定の有効期限が切れた状態でサービス提供を行っても、介護給付費等の給付の対象となるないので、注意が必要です。

## (5) 利用者負担額等の受領

- ◆ 事業者はサービス提供に係る利用者負担額の他、事業所等において提供される便宜に要する費用の支払いを支給決定障害者から受けることができる。
- ◆ 費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- ◆ 事業所等において提供される便宜に要する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

<事業所基準第54・82・120・159・170条、施設基準第19条>

- ! 利用者が受けたサービスが明確になるよう、領収証や請求書などには、サービス名、サービス提供年月、費用の内訳等を明記してください。
- ! 事業所等において提供される便宜に要する費用（日用品費や食費等の他、「その他日常生活費」とされている費用）については、重要事項説明書等に記載し、事前に利用者等に説明を行い、同意を得るとともに、事業所等内に掲示していますか。
- ※ 利用者から徴収できる「その他日常生活費」の具体的範囲や費用の受領に係る基準、また、これと区別されるべき費用の取り扱い等については下記の通知により確認してください。

<関係通知>

「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

（平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省通知）

### 【主な事例】

- × 「施設利用費」等の名目で利用者に負担を求めている。  
→ 事業所が受け取ることができる費用かどうかが分かりません。
- × 本人負担がない利用者に対して、当該利用者に係る代理受領通知書を交付していない。  
→ 利用者本人に代わって報酬の支払いを受けた場合は、本人負担の有無に問わらず、その利用者に代理受領通知を交付しなければなりません。

## (6) 勤務体制及び研修の機会の確保

- ◆ 利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう、事業所等ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ◆ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- ◆ 事業者は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

<事業所指定基準第68条、施設指定基準第42条>

- ◎ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

<事業所指定基準第3条、施設指定基準第3条【一般原則】>

- ! 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。
- ! 他の職務と兼務している管理者や従業者について、各職務に支障が生じないような人員配置になっていますか。
- ! 外部研修や内部研修への参加の機会を計画的に確保していますか。

## (7) 秘密保持等

- ◆ 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ◆ 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

<事業所指定基準第36条、施設指定基準第49条>

- ！ 個人情報の取り扱いについて、マニュアルを作成する等して、従業者への周知を図っていますか。
- ！ 従業者等の退職後も守秘義務があるので、雇用時等にその旨を取り交わしてください。
- ！ 他事業所等への利用者情報提供に対し、文書で利用者等の同意を得ていますか。
- ！ 計画相談支援の利用時など、個人情報の取り扱いには十分に注意してください。

## (8) 利益供与等の禁止

- ◆ 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- ◆ 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

<事業所指定基準第38条、施設指定基準第51条>

- ！ 具体的には、以下のような事例があげられます。
  - ・利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与する
  - ・障害福祉サービスの利用を通じて一般就労に至った利用者に対し祝い金を授与すること
  - ・障害福祉サービスの利用開始に伴い利用者に祝い金を授与すること
  - ・利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと 等
- ！ また、当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害者支援施設が、当該支援の利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」なども当該規定に違反するものである。

## (9) 苦情解決

- ◆ 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

<事業所指定基準第39条、施設指定基準第52条>

- ！ 重要事項説明書等に苦情解決の措置の概要について記載がありますか。
- ！ 事業所内に苦情解決の措置の概要について掲示を行っていますか。
- ！ 苦情を受け付けた場合には、受付日、内容等を記録するとともに、迅速かつ適切に対応していますか。
- ！ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行ってください。

## (10) 事故発生時の対応

- ◆ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県（北九州市）、市町村（支給決定の実施主体）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- ◆ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

<事業所指定基準第40条、施設指定基準第54条>

※その他、事故報告書の様式等の詳細については、<共通「8 事故等が発生した場合の報告について」を参照してください。

## (11) 会計の区分

- 〔療養介護を除く〕
- ◆ 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

<事業所指定基準第41条、施設指定基準第55条>

- ！ 当該事業所の会計を、法人本部の会計、他の事業所の会計と区分していますか。
- ！ 多機能型事業所においては、実施する事業ごとに会計を区分していますか。

## (12) 利用者預り金の取扱い

- ！ 利用者の預貯金等を管理する場合は、責任者等を定め、通帳と印鑑を別々に保管していますか。また、複数の者により適切な管理が常に行える体制を整備していますか。
- ！ 日頃から、全職員に不祥事防止に向けた注意喚起を行うなど、法人内部の管理体制の強化を図っていますか。

※預り金の管理状況等については、今後の各事業所・施設における運営指導等において重点的に確認等を行うこととしています。

<参考>

- ・社会福祉法人及び社会福祉施設等における管理運営要綱（令和6年6月改訂版）  
作成：北九州市保健福祉局総務部総務課  
〔項目：社会福祉施設（入所者待遇関係）／入所者預り金〕
- ・令和7年2月4日付北九保障支第2135号 北九州市障害者支援課通知  
「利用者預り金管理規程によらない預貯金等の受払について（通知）」

## (13) 職場への定着のための支援の実施（生活介護、自立訓練）

- ◆ 事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

<指定基準第85条の2、施設指定基準第32条>

- ！ 当該サービスを受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行ってください。

## (14) 地域との連携等（施設入所支援）

- ◆ 指定障害者支援施設等は、障害福祉サービスの提供にあたっては、地域住民またはその自発的な活動との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。
- ◆ 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
- ◆ 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- ◆ 指定障害者支援施設等は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- ◆ 前三項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が定めるものを講じている場合には、適用しない。

<施設指定基準第24条の2>

- ！ 地域連携推進会議の構成員は、選定必須の構成員と選定任意の構成員に分かれています。「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」は選定必須の構成員です。一方、「福祉に知見のある人」「経営に知見のある人」「市町村担当者等」は選定任意の構成員となります。選定任意の構成員については、会議の目的や内容を十分に考慮し、必要に応じて各自の判断で選定し、招集してください。選定任意の構成員を選んだ場合は、その目的や選定理由を会議録に記載するようお願いします。

＜参考＞ 厚生労働省作成『地域連携推進会議の手引き』

本市ホームページ（下記 URL）より資料をダウンロードのうえ、内容をご確認いただき、地域連携推進会議の開催等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- 本市ホームページ > 令和6年度基準省令の改正及び報酬改定について >  
6 各サービス毎の通知 > (20)【事務連絡】地域連携推進会議の手引きについて  
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600537.html>

## (15) 地域移行等意向確認担当者の選任（施設入所支援）

- ◆ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ◆ 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十三条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- ◆ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

<施設指定基準第24条の3>

！ 地域移行等意向確認担当者の選任等について、令和8年3月31日までは経過措置（努力義務）

## (16) 協力医療機関について（施設入所支援）

- ◆ 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- ◆ 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- ◆ 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- ◆ 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

<施設指定基準第46条>

(17) その他<共通事項>の項に掲載している事項

事項名	参照する項
身体拘束等の禁止	共通事項「7 身体拘束等の禁止について」
虐待の防止	共通事項「6 虐待防止のための取組みについて」
衛生管理等	共通事項「10 非常災害対策、衛生管理等について」
業務継続計画の作成等	共通事項「10 非常災害対策、衛生管理等について」
非常災害対策	共通事項「10 非常災害対策、衛生管理等について」

## (1) 基本報酬と各種減算の取扱いについて

＜定義＞この項目における「所定単位数」・・・各種加算が算定される前の単位数

**1 生活介護の基本報酬について**

- ・R6年度報酬改定により、基本報酬区分について、従来の障害支援区分及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別の区分が設定されました。（サービス提供時間については、原則個別支援計画に定めた標準的支援時間で算定します。原則として送迎に要する時間は含められません。）
- ・なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討してください。
- ・令和6年4月から個別支援計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込んで基本報酬を算定してください。
- ・指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できません。

**所要時間に応じた基本報酬を算定する際の留意点**

- ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間よりも短くなった場合には生活介護計画に位置づけられた標準的な時間に基づき算定可能。
- ※ 生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討してください。
- イ 障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。（やむを得ない理由については、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置づけられていることが前提。）
- ※ 上記特例の対象者・・・医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等
- ウ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置づけた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- エ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。
- ※ 居宅においてその介護を行う者等とは、居宅介護事業所を含みます。

**生活介護計画における標準的なサービス提供時間の記載例**

標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の

場合、例えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載すること。また、利用者本人の都合（定期通院等）や事業所の営業時間により、曜日によって異なる標準的なサービス提供時間を設定しても差し支えない。

<イメージ>

- ・サービス提供時間 4時間
- ・送迎に係る配慮 1時間
- ・障害特性に係る配慮 30分
- ・送迎時の移乗等 30分

---

合計のサービス提供時間 6時間

## 2 定員超過による減算

### ア) 対象サービス

A	生活介護、自立訓練
B	療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練

イ) 算定される単位数…所定単位数×70%

ウ) 具体的な取り扱い

「1日の利用者数」又は「直近の過去3月間の利用者の延べ数」が、以下の計算方法により求めた数を超える場合にそれぞれ減算の対象となります。

	サービス	計算方法	減算対象
1日あたり	A	<利用定員50人以下>利用定員×150% <利用定員51人以上> (利用定員-50) ×125% +75	当該1日について利用者全員について減算
	B	<利用定員50人以下>利用定員×110% <利用定員51人以上> (利用定員-50) ×105% +55	
過去3月間	A	利用定員×開所日数×125%	当該1月間について利用者全員について減算
	B	利用定員×開所日数×105%	

※ 多機能型事業所又は複数昼間実施サービスを実施する障害者支援施設においては、サービスごとに算出してください。

※ 計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとします。

※ 短期入所において、同一日に利用時間帯が重複しない2人の利用があった場合については、利用者数としては1人とみなすことができます。（例：「午前9時に短期入所を退所した者」と「12時から短期入所を利用した者」がいた場合）

※ 「1日当たりの利用実績による定員超過利用減算」に対してのみ実施し、「過去3月間の利用実績による定員超過利用減算」を実施していない事業所がありました。

## 3 身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算、地域移行等意向確認体制未整備減算について

<共通事項「1-2令和6年度報酬改定に係る減算について（全サービス・個別サービス）」>をご参照ください。

※業務継続計画未策定減算の経過措置は令和7年3月31日で終了しています。

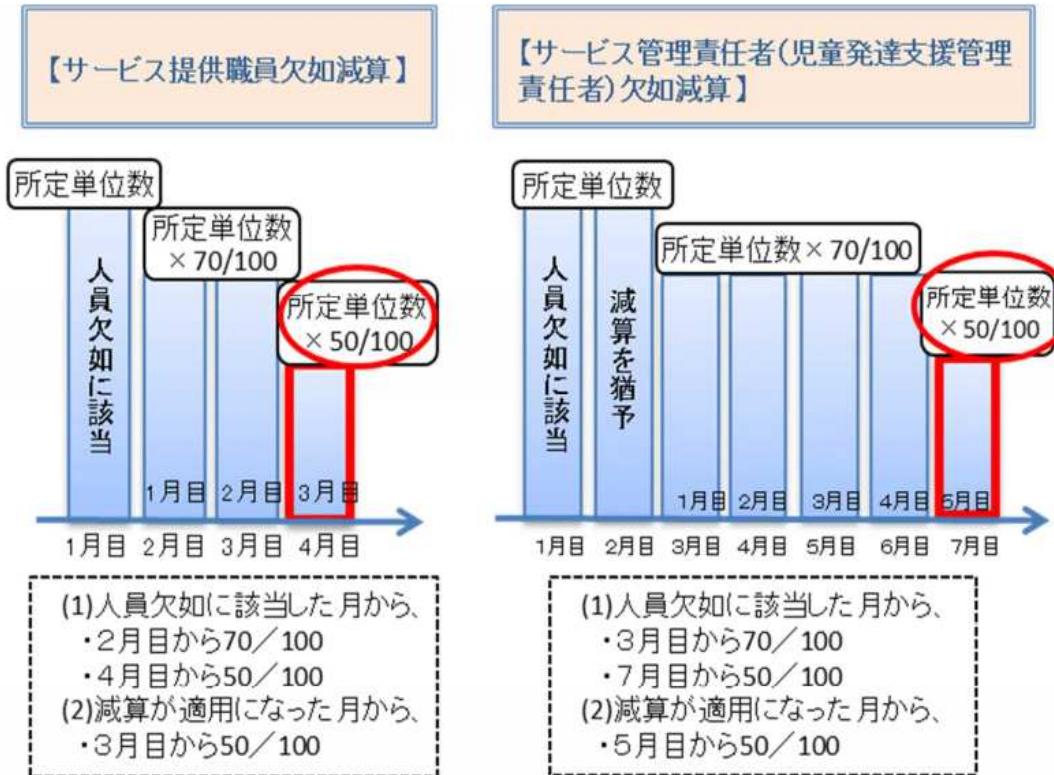
#### 4 人員欠如による減算

- ア) 対象サービス … 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練  
 イ) 具体的な取り扱い

	ケース	減算対象	算定される単位数
人員数の欠如	直接処遇職員が人員基準上必要とされる員数から <u>1割を超えて減少</u>	<u>その翌月から</u> 人員欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算	所定単位数×70%
		減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月まで	所定単位数×50%
	直接処遇職員が人員基準上必要とされる員数から <u>1割の範囲内で減少</u>	<u>その翌々月から</u> 人員欠如が解消されるに至った月まで(翌月の末日において基準を満たしている場合を除く。)利用者全員について減算	所定単位数×70%
		減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月まで	所定単位数×50%
	それ以外の人員欠如(管理者・サービス管理責任者等)	<u>その翌々月から</u> 人員欠如が解消されるに至った月まで(翌月の末日において基準を満たしている場合を除く。)利用者全員について減算	所定単位数×70%
		減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月まで	所定単位数×50%
常勤、専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない		<u>その翌々月から</u> 人員欠如が解消されるに至った月まで(翌月の末日において基準を満たしている場合を除く。)利用者全員について減算	所定単位数×70%

※ 複数の事由に該当する場合は、いずれか一方のみに着目して減算を行う。  
 ただし、身体拘束による減算は除く。

- ◆ **直接処遇職員の範囲** … 生活支援員・地域移行支援員・訪問支援員等、直接利用者のサービス提供を行うもの(管理者及びサービス管理責任者は直接処遇職員ではありません)。



## 5 夜勤職員欠如による減算（施設入所支援）

- ア) 対象サービス … 施設入所支援  
 イ) 算定される単位数 … 所定単位数 × 95%  
 ウ) 具体的な取り扱い

ある月（暦月）において夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が基準に満たない事態が2日以上連続して発生、又は4日以上発生した場合に翌月において減算を行う。

## 6 個別支援計画未作成による減算

- ア) 算定される単位数  
 ・計画未作成に該当した月から 3月未満  
 ・計画未作成に該当した月から 3月目以降

所定単位数 × 70%  
所定単位数 × 50%



- イ) 具体的な取り扱い

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで該当する利用者につき減算を行う。

- ◆ サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- ◆ 指定基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

【主な事例】

- × サービス管理責任者でない者（管理者や生活支援員など）による個別支援計画の作成や定期的な計画の見直しが行われていないなどの理由により、過誤修正が必要となった事例が多数ありました。

## 7 平均利用期間が標準利用期間を超える場合の減算（自立訓練）

ア) 対象となるサービス … 自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）

イ) 算定される単位数 … 所定単位数 × 95%

ウ) 具体的な取り扱い

各利用者（サービス利用開始から 1 年を超過していない者を除く）ごとの利用期間の平均値が 30 月間を超えて いる 1 月間に ついて利用者全員につき減算を行 う。

※ 「利用者ごとの利用期間」とは、利用開始日から各月の末日までの月数を い う。

・ 利用開始日が月の初日 … … … 当該月を含む。

・ 利用開始日が月の 2 日以降 … … 当該月を含まない。

※ 長期入院していた等により、標準利用期間が 3 6 月とされている自立訓練（生活訓練）の利用者については、利用期間を 1. 4 で除して得た期間とする。

## 8 短時間利用者の割合が多い場合の減算（生活介護）

ア) 対象サービス … 生活介護（共生型生活介護又は基準該当生活介護のみ）

イ) 算定される単位数 … 所定単位数 × 70%

ウ) 具体的な取り扱い

利用時間が 5 時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者の全体の 100 分の 50 以上に該当する場合が対象となる。

利用時間（※）の平均は、生活介護事業所においてサービス提供を受ける全ての利用者について、直近の過去 3 月間における延べ利用時間を、延べ利用人数で除して算出します。

※利用時間には、送迎に要する時間等は含みません。

※利用開始時には予見できない事由により短時間利用（1 日の利用時間が 5 時間未満の利用のことをい う。）となってしまった場合、当該短時間利用となってしまった者について、平均利用時間の算出から除外しても差し支えありませんが、この場合、短時間利用となってしまった事由について本市に届け出でください。

問 利用者がサービス利用開始後、当該利用者が一時的に事業所を離れ、同日中に再度事業所を訪れてサービス利用を再開した（利用者が中抜けをした）場合、利用時間はどのように考えるのか。

答 利用者がサービスを利用した時間を合算して取り扱う。

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A VOL. 1  
(令和3年3月31日) 問30 参照

## 9 医師配置をしないことに伴う減算（生活介護）

- ア) 対象サービス … 生活介護
- イ) 算定される単位数 … 1日につき12単位を減算
- ウ) 具体的な取り扱い
  - 指定基準に規定する医師配置をしない場合は、利用者全員について、1日につき12単位の減算となります。

### ■令和3年7月1日以降の医師未配置減算の取扱いについて

＜医師の配置の目安＞

- (1) 医師が健康管理や療養上の指導、基本的診療等のために、生活介護事業所に原則毎月1回以上の勤務を行っていること。
- (2) 医師の1回当たりの勤務時間は、利用者の障害の特性に応じた必要となる時間であること。

【未配置と判断する具体例】

- ・医師が年に数回、健康診断や予防接種のためだけに来所し、診療等をする場合
- ・嘱託医契約はあるものの、勤務実態がほとんどない場合（実質的な協力医療機関になっている場合）

- ！ 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」（以下、「体制届」という。）に添付する「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、医師の勤務予定を記載してください。
- ！ 看護師等による利用者の健康状態や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関等への通院等により対応することが可能な場合に限り医師を配置しない取扱いとすることができます。ただし、医師未配置減算は適用されますので、体制届により届出を行ってください。
- ！ 実地指導等により、医師の勤務実態を確認させていただき、未配置と判断された場合は、過誤調整を行っていただきますので、ご承知おきください。

## 10 開所時間減算（生活介護）

- ア) 対象サービス … 生活介護（共生型生活介護又は基準該当生活介護のみ）
- イ) 算定される単位数
  - ・運営規程に定める営業時間が4時間未満 … 所定単位数×50%
  - ・運営規程に定める営業時間が4時間以上6時間未満の場合 … 所定単位数×70%
- ウ) 具体的な取り扱い
  - ・「運営規程に定める営業時間」とは事業所に職員を配置し、利用者を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎のみを行う時間は含まれません（延長支援加算においても同様）。
  - ・営業時間が6時間以上であれば、結果として全ての利用者の利用時間が6時間未満であっても減算の対象とはなりません。

## (2) 各種加算を算定する際の注意点

報酬告示や留意事項通知で「(個別支援)計画に基づいて…」「支援の内容を記録すること…」とあるものについては、個別支援計画に各加算で求められている内容が記載されていない場合や、行った支援の内容の記録がない場合については、加算を算定することができませんので、ご注意ください。上記の内容が記載されていないこと等により、過誤修正が必要となった事例が多数ありました。

また、「…都道府県知事又は市町村長に届け出た」等とあるものについては、本市に届出がなければ加算を算定することができませんので、ご注意ください。

\*\*\*\*\*複数サービスが対象の加算等\*\*\*\*\*

## (3) 送迎加算

○対象サービス … 短期入所、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）  
※施設入所者を除きます。

### <短期入所>

◆居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

### <生活介護・自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）>

◆ 送迎加算Ⅰ … 下記ア及びイのいずれにも該当する場合に、片道につき所定単位数を加算する。  
◆ 送迎加算Ⅱ … 下記ア又はイのどちらかに該当する場合に、片道につき所定単位数を加算する。

ア 1回の送迎につき、平均10人以上（利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき平均的に定員の50%以上）の利用者が利用している。

イ 週3回以上の送迎を実施している。

※ 多機能型事業所等（障害児通所支援事業を除く）については一の事業所として取り扱い、全体で上記の要件を満たせば対象となります。

※ 複数車両で1回の送迎を実施する場合は、全車両の合計の人数とします。

※ 送迎を外部事業者へ委託することは差し支えませんが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象となりません。

※ 利用者からの燃料費等の実費は、送迎加算の額を超える場合に限り徴収が可能です。

※ 送迎は、事業所の単位ごとに行ってください。多機能型事業所等については、一の事業所として取り扱い、一体的に送迎を行うことが可能です。

※ 障害者支援施設と隣接してない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算の算定は可能です。

※ 他の障害福祉サービス事業所や介護事業所と、送迎に係る雇用契約や委託契約を締結し、他の障害福祉サービス事業所や介護事業所の利用者を同乗させた場合においても算定対象となります。なお、その場合には、費用負担や、事故等が発生した場合における事業所間の責任の所在を事前に明確にしてください。

### <加算の算定ができるケース>

- 居宅 ⇄ 事業所
- グループホーム、短期入所事業所 ⇄ 事業所
- 事業所の最寄駅、集合場所（※） ⇄ 事業所

※ あくまで事業所と居宅間の送迎が原則のため、それ以外の場所への送迎については事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があり、利用者や事業所の都合により特定の場所以外への送迎を行う場合や、居宅まで送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない場合には算定対象外となります。

※ 病院や日中一時支援事業所などの他事業所を利用するための移動は本来の送迎とは趣旨が異なり、送迎加算の対象とはなりません（病院や日中一時支援事業所がたまたま集合場所になっている場合を除く）。

#### ＜生活介護における追加加算＞

◆ 送迎を利用する者のうち、障害支援区分5又は6に該当する者等の割合が60%以上である場合に、送迎を利用する者全員に加算されるものです。（実利用者数での割合）

※ 多機能型事業所においては、生活介護の利用者のみで割合を判定し、生活介護の利用者のみに加算します（生活介護の利用者のみに着目）。

### （4）食事提供体制加算

※厚生労働省が定める日までの経過措置

○対象サービス … 生活介護、短期入所、自立訓練

○加算算定の要件

当該加算については、当該事業所の責任において利用者に対し食事提供を行える体制を整えている場合にその人件費相当分を加算し、利用者からは食材料費のみを徴収することで、低所得者の食費負担を軽減する趣旨で設けられているものであり、算定にあたっては、下記の体制を備えておく必要があります。

#### 【食事提供体制加算を算定するために必要な体制】

- ◆ 原則として、当該施設内の調理室を使用し、事業所に従事する調理員が調理し、提供するものであること。
- ◆ 食事提供に関する業務を第三者に委託する場合であっても、当該施設の最終的責任の下で行うこと。
- ◆ 施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）は、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものであること。

！ また、R6年度報酬改定により、上記に加え、以下の算定要件が追加されました。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。献立の確認頻度は、年に1回以上行うこと。また、当該年度の早い時期に実施するよう努めること。

- ・確認の範囲については、各事業所が設定する一定期間の献立（サイクルメニュー）を確認してもらうことで足りる。（献立の内容確認の方法については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.5参照。）
- ・外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば問題ない。ただし、委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていることが分かる書類（業務委託契約書や献立表等）は事業所で保管すること。
- ・管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という）は、常勤・専従である必要なし
- ・事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいものの、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも算定可能。

(2)食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること

・摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能

・摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること

記載例)「完食」、「全体の1/2」、「全体の○割」など

(3)利用者ごとの体重又はBMI(次の計算式により算出した値をいう。以下同じ。)を おおむね6月に1回記録していること

・ $BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$

・身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たす

！ 次のような場合には加算の対象となりません。

※ 出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供する場合

※ 行事等で外出し、外食した場合

※ 利用者の行う生産活動により作られた食事を当該利用者に提供する場合

(給食業務を実施している就労系事業所に調理業務を委託している場合は、上記の必要な体制が確保できている場合は算定可)

※ 利用者が欠席した場合(急な欠席であったとしても算定できない。なお、事業所には来てサービスを受けたが、途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は、算定可能。)

※ 利用者が施設入所支援を利用している場合(施設入所支援を利用している日は、利用者の1日あたりの食費と光熱水費等として補足給付費を算定するため、補足給付額の多寡や有無に関わり無く算定できない。)

<第三者に調理業務を委託する場合のチェックポイント>

- 献立に関して事業所が確認を行うとともに、受託事業者に対し利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう定期的に調整を行っていますか。
- 委託費について、人件費相当分と食材料費が明確になっていますか。
- 外部で調理を行う場合、食事の運搬方法・適時適温への配慮がされていますか。

！ 第三者へ調理業務を委託する場合には、自己調理をする場合に通常確保される提供体制に相当するものが確保されているか確認してください。

○短期入所における食事提供体制加算の取扱い

◆ 1日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合も含む)は、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。

ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えない。

## (5) 初期加算

○対象サービス … 生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)

- ◆ サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間、加算するもの。
- ◆ 「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となります。
- ◆ 30日を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されます。

## (6) 欠席時対応加算

○対象サービス … 生活介護、自立訓練

※障害者支援施設に入所する者が当該施設においてサービス提供を受ける場合は対象外

◆急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日（休業日は含まない）に中止の連絡があった場合に算定可能。

◆従業者が、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録しておくこと。（直接の面会や自宅への訪問等は要しない。）

！ 中止の連絡日時、連絡者、利用予定日、相談援助者、欠席理由、確認内容（利用者の状況）、相談援助の内容等を記録に残していることが必要です。

！ 相談援助の内容については、具体的に記載してください。（「お大事に」、「次回利用確認」などの記載のみでは算定不可）

！ 利用中止が真にやむを得ない理由によるものは算定可。（保護者の急病や、悪天候時における利用者判断による利用中止、急な葬祭等の場合は算定可ですが、単なる失念や私用による利用中止は原則として不可。）

！ 事前に予定が把握できるもの（事業所が事前に把握出来る通院、旅行、学校行事等）については、原則として算定不可。（利用契約締結時に利用者及び家族に対し、事前に連絡するよう十分説明してください。）

### 【主な事例】

× 中止の連絡日、確認内容、相談援助内容の記録を作成していなかった。

→ 記録を作成することも加算の算定要件ですので、報酬の請求はできません。

× 必要な内容の記録をしないまま、報酬の請求をしていたため、過誤修正が必要となった事例が多数ありました。

× 利用の前日に、インフルエンザ罹患に伴う利用中止の連絡があり、その後4日間利用がなかった。 →

利用のなかった4日間のうち、初めの2日間は「前々日、前日」の要件を満たすの

で請求できますが、残りの2日間はその要件を満たしていないため請求できません。

### ※欠席時対応加算算定の根拠となる記録の様式及び記載例

連絡日時	利用予定日	連絡方法	連絡者	従業者	欠席理由	確認内容 (利用者の状況)	相談援助の内容
6/16 (金) 16:00	6/19 (月)	電話	母	○○	急病	今朝から発熱。現在 38.2℃。 嘔吐、下痢症状あり。 ノロウイルス感染疑い。 用心のため月曜欠席の連絡。	病院受診を促し、水分補給、服薬管理について助言。家族への感染予防のため、排せつ物等に直接接触しないよう注意。 病状軽快後に次回利用日の連絡を入れるよう伝達。
6/23 (金) 9:00	6/23 (金)	電話	父	××	葬儀	昨夜、△△が亡くなったので本日欠席の連絡。	長時間の移動で体調を崩すことが心配されるので注意を促す。次回利用予定日は 6/26 (月) であることを確認。

## (7) 福祉専門職員配置等加算

○対象サービス … 療養介護、生活介護、自立訓練

### ◆福祉専門職配置等加算 I

- 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である者の割合が35%以上

### ◆福祉専門職配置等加算 II

- 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である者の割合が25%以上

### ◆福祉専門職配置等加算 III ア又はイのいずれかに該当

- 直接処遇職員の総数（常勤換算数）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上
- 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上

<直接処遇職員の範囲>

サービス	対象となる直接処遇職員の職種
療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）	生活支援員
自立訓練（生活訓練）	生活支援員、地域移行支援員

※ 下記①～③の場合においては、当該事業所の全てのサービスにおいて対象となる直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合に全てのサービス利用者に対して加算を算定します。（一部のサービスのみで要件を満たしても算定できません。）

- 障害者支援施設の場合
- 障害福祉サービスのみの多機能型事業所の場合
- 障害福祉サービスと障害児通所支援の多機能型の場合

※常勤の職員が複数事業所の職務を兼務している場合（多機能型事業所の場合は、上記の※の取扱いによります。）

I・II 及び IIIのイ	1週間の勤務時間数の2分の1を超えて勤務している事業所（2分の1ずつの場合は、どちらか一方の事業所）において常勤職員として評価する。
IIIのア	いずれの事業所においても勤務時間数（当該事業所における勤務時間数）を分母・分子に算入することが可能。

<併給の取扱い（生活介護のみ）>

生活介護については、福祉専門職配置等加算 I・II と福祉専門職配置等加算 III の両方の算定要件を同時に満たす場合に、I 又は II と III の併給が可能。

## (8) リハビリテーション加算

○対象サービス … 生活介護、自立訓練（機能訓練）

### ◆ リハビリテーション加算（I）

頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に1日につき所定単位数を加算する。

※ リハビリテーション加算（I）の対象者については、疾患名等を問うものではなく、四肢の麻痺がある者を想定しており、身体障害者手帳の記載や意思意見書の内容等から判断するもの。

※ 自立訓練（機能訓練）については、算定要件の追加あり。詳細は告示参照。

### ◆ リハビリテーション加算（II）

リハビリテーション加算（I）に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に1日につき所定単位数を加算する。

<関係通知>

「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」

（平成21年3月31日障障発03310003号厚生労働省通知）

## (9) 就労移行支援体制加算

○対象サービス … 生活介護、自立訓練

生活介護等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する。

※前年度実績に応じて1年間加算する。

※過去3年間において、既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、原則算定不可。（市が適当と認める者に限り算定可）

## (10) 高次脳機能障害者支援体制加算

○対象サービス … 生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

以下のいずれも満たす場合に加算

・高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上

・高次脳機能障害者支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置し、当該従業者の配置を公表していること。

## (11) 緊急時受入加算

○対象サービス … 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を1以上配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

## (12) 集中的支援加算

○対象サービス … 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）  
強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として加算。

## (13) 集中的支援加算

○対象サービス … 短期入所、施設入所支援

### ◆集中的支援加算(Ⅰ)

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として加算。

### ◆集中的支援加算(Ⅱ)

集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して 集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について加算。

※集中的支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)も算定可能。

## (14) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

○対象サービス … 生活介護、自立訓練、施設入所支援、宿泊型自立訓練

視覚・聴覚・言語機能に障害がある利用者が一定数以上あって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合に算定できます。

区分により算定要件が異なります。

### ◆視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)

- ・視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上
- ・視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を、利用者の数を40で除した数以上配置。

### ◆視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)

- ・視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上
- ・視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を、利用者の数を50で除した数以上配置。

## \*\*\*\*\*生活介護のみ\*\*\*\*\*

### (15) 訪問支援特別加算（生活介護）

- ◆ 概ね3ヶ月以上、継続的に当該サービス等を利用していた者が、最後に利用した日から中5日以上連續して、当該サービス等の利用がなかった場合に算定可能（5日間とは、当該利用者の利用予定日に関わらず、開所日で5日間をいう）。
- ◆ あらかじめ当該利用者の同意を得ておくことが必要。
- ◆ 当該利用者の居宅を訪問して、家族等との連絡調整、引き続きサービス等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る個別支援計画の見直し等の支援を行った場合に算定可能（1月2回が限度）。
- ◆ 所要時間は、実際に要した時間による算定ではなく、個別支援計画に基づいて行われるべきサービスに要する時間に基づき算定。
- ◆ 1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又はサービス等の利用後、再度5日間以上連續してサービスの利用がなかった場合にのみ対象。

### (16) 人員配置体制加算（生活介護）

- ◆ 人員配置体制加算Ⅰ・・・下記のア及びイのいずれにも該当する場合  
ア 障害支援区分（以下、「区分」）5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者（※）の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。  
イ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。
  - ◆ 人員配置体制加算Ⅱ・・・下記のア及びイのいずれにも該当する場合  
ア 障害支援区分（以下、「区分」）5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者（※）の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。  
イ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。
  - ◆ 人員配置体制加算Ⅲ・・・下記のウ及びエのいずれにも該当する場合  
ウ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者（※）の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。  
エ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。
  - ◆ 人員配置体制加算Ⅳ・・・下記のオに該当する場合  
オ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。
- ※ 「これに準ずる者」については留意事項通知（第二の2(6)③）でご確認ください。  
※ 上記の「利用者の数」とは「前年度の利用者の平均値」のことです。

### (17) 常勤看護職員等配置加算（生活介護）

利用定員に応じ、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算。（常勤換算員数の小数点以下は切り捨て）

！ 定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算又はサービス管理責任者欠如減算に該当する生活介護事業所において、算定することはできません。『令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 4（令和6年6月4日）問1』をご参照ください。

## (18) 延長支援加算（生活介護）

生活介護の基本報酬区分が、サービス提供時間で「8時間以上9時間未満」までしかないことから、実際にサービス提供を行った時間が9時間以上の支援を評価する。

延長支援加算については、所要時間8時間以上9時間未満の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、日常生活上の世話を行った場合に、1日の所要時間の時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) ここでいう所要時間は、生活介護計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、原則として、送迎の時間は含まれないものであること。
- (2) 延長時間帯に、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置していること。

※なお、当該加算の算定には、事前に本市への届け出が必要となります。

## (19) 重度障害者支援加算（生活介護）

### ◆ 重度障害者支援加算（I）

人員配置体制加算（I）又は（II）及び常勤看護職員等配置加算(看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。)を算定している事業所において、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置し、2人以上の重症心身障害者に対して支援を行った場合に生活介護に係る全ての利用者について加算するもの。

### ◆ 重度障害者支援加算（II）

- (1)生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、証明書の交付を受けた者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき個別支援を行った場合に算定。

※1 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位（／日）

- (2)上記(1)を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、(1)に加え+150単位（／日）

※2 (2)の要件を満たす場合、個別支援を開始した日から180日以内は、※1に加え+200単位（／日）

### ◆ 重度障害者支援加算（III）

- (1)生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、証明書の交付を受けた者を20%以上配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき個別支援を行った場合に算定。

※3 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位（／日）

- (2)(1)を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、(1)に加え+150単位

※4 (2)の要件を満たす場合、個別支援を開始した日から180日以内は、※3に加え+200単位（／日）

※ 重度障害者支援加算（I）を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算（II）・（III）は算定できない。また、重度障害者支援加算（II）の対象者について、（III）は併給不可。

重度障害者支援加算（Ⅱ）と（Ⅲ）については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、1日つき所定単位数にさらに加算することとしています。

これは、重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境等の変化等に適応するために特に手厚い支援を要することを評価したものです。

なお、当該利用者が利用している日で、重度障害者支援加算が算定できる日のみ算定可能であり当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定となります。

◆ 重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）における人員の加配について

指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配する必要がある（常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されればよい）。

◆ 重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）における基礎研修修了者の配置について

指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者であることとしているが、当該生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含める。

（例）生活支援員として従事する従業者の人数が 12 名の場合、

12 名 × 20% = 2.4 名となり、よって、3名以上について研修を受講させる必要がある。

◆ 重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）における実践研修修了者の配置について

指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者である必要がある。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

◆ 重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）における実践研修修了者の職務について

実践研修修了者は原則として週に 1 回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。

◆ 障害者支援施設に入所している者については生活介護ではなく施設入所支援において算定すること。

◆ 基礎研修修了者が勤務していない日であっても、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修を受講していない支援員が個別支援を行うことで算定可能。ただし、基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとしていることに留意すること。

## (20) 入浴支援加算（生活介護）

当該事業所の職員が医療的ケアが必要な者または重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合に加算。入浴設備は、当該事業所が整備していることが望ましいが、他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。

本加算を算定する場合は、対象利用者の支給決定を行っている区役所に、対象利用者が算定要件を満たすか確認してください。

※なお、当該加算の算定には、事前に本市への届け出が必要です。

## (21) 咳痰吸引等実施加算（生活介護）

医療的ケアが必要な者かつ喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## (22) 栄養スクリーニング加算（生活介護）

事業所従業者が、利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行い、利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合に算定。

栄養スクリーニングの手法等詳細は下記通知を参照してください。

### <関連通知>

「指定生活介護事業所等における栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月29日付障障発0329第3号)

## (23) 栄養改善加算（生活介護）

栄養状態リスクに該当する利用者に対し、栄養状態改善を目的として、利用者の心身の状態維持又は向上に資すると認められる個別的な栄養管理(栄養改善サービス)を実施した際に算定。原則、3か月以内の期間に限り、1か月に2回を限度として所定単位数を加算。

### 【事業所要件】

- (1)従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。
- (2)利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能や食形態に配慮した栄養ケア計画を策定している。
- (3)栄養ケア計画に従い、必要に応じて利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、利用者の栄養状態を定期的に記録している。
- (4)栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価している。

その他、算定に当たっては留意事項通知・下記関連通知を参照してください。

### <関連通知>

「指定生活介護事業所等における栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月29日付障障発0329第3号)

## (24) 個別計画訓練支援加算 {自立訓練（生活訓練）}

### ◆ 個別計画訓練支援加算（I）

次の（1）から（6）までの基準をいずれも満たすものとして、市町村に届け出た指定自立訓練事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

### ◆ 個別計画訓練支援加算（II）

次の（1）から（5）までの基準をいずれも満たすものとして、市町村に届け出た指定自立訓練事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第1における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別支援計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。
- (5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- (6) 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標(SIM)に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

- ◆ 概ね2週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、他職種協働により、カンファレンスを行って個別訓練実施計画を作成してください。
- ◆ 作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、同意を得てください。
- ◆ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行い、その際には終了後に利用予定の指定相談支援事業所の相談支援専門員や他のサービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めてください。

## (25) 視覚障害者への専門的訓練加算（自立訓練）

※ 居宅を訪問して行う場合のみ算定可能。

視覚障害者である利用者に対し、社会福祉法人日本ライトハウスが受託・実施している専門的な研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等の専門的訓練を行った場合に算定する。

## (26) ピアサポート実施加算（自立訓練）

利用者に対し、一定の支援体制(※)のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※一定の支援体制…

障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)を修了した障害者(障害者であったと都道府県等が認める者を含む。)と当該事業所等の従業者等をそれぞれ1名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

## (27) 社会生活支援特別加算（自立訓練）

※ 宿泊型自立訓練は除く。

### ◆ 対象者の要件

医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その期間を限度とする）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整によりサービスを利用することとなった者。

### ◆ 施設要件

加算対象者受入時において必要な人員を確保するとともに、有資格者を中心とした連携体制により、適切な支援を行うことが可能であること

支援体制については、関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

また、従業者全員を対象に、以下の研修会を行う

- ① 加算対象者の特性の理解、支援内容、関係機関の連携について、障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修
- ② 既に支援実績のある事業所の視察
- ③ 関係団体が行う研修会の受講 等

### ◆ 支援内容

- ・アセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援が組み込まれた個別支援計画の作成
- ・関係者との調整会議の開催等
- ・日常生活や人間関係に関する助言
- ・通院決定を受けた者に対する通院の支援
- ・日中活動の場における緊急時の対応
- ・その他必要な支援

## (28) 精神障害者地域移行特別加算（宿泊型自立訓練）

### ◆ 算定要件（以下の要件を全て満たした場合、1日につき算定可能）

- ① 運営規程の「主たる対象とする障害者の種類」に精神障害者が含まれていること
- ② 自立訓練事業所の従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者を1人以上配置
- ③ 当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、個別支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合

※ ただし、地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合には算定できません。

※ 1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算を算定できるもの。

### ◆ 支援内容（算定する事業所は、該当利用者に対し、以下の支援を行うもの）

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた個別支援計画の作成
- ② 精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）
- ③ 対象利用者との定期及び随時の面談
- ④ 日中活動の選択、利用、定着のための支援
- ⑤ その他必要な支援

## (29) 強度行動障害者地域移行特別加算（宿泊型自立訓練）

### ◆ 算定要件（以下の要件を全て満たした場合、1日につき算定可能）

以下の①～③を全て満たし、強度行動障害を有する者に対して、個別支援計画に基づき、障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うもの。

- ① 利用者が、障害支援区分認定調査結果に基づき、当該認定調査の項目中行動関連項目について算出した点数の合計が10点以上の強度行動障害を有する者であって、指定障害者支援施設又は指定障害児入所施設等に1年以上入所した者であって当該施設を退所してから1年以内の障害者であること。
- ② 宿泊型自立訓練のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。
- ③ 宿泊型自立訓練の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。

## (30) 日中支援加算（宿泊型自立訓練）

### ◆ 算定対象となる日中活動

- 宿泊型自立訓練と併せて支給決定されている日中活動サービス
- サービス等利用計画若しくは個別支援計画に基づく次の日中活動
  - ・地域活動支援センター
  - ・介護保険サービスの通所介護、通所リハビリテーション
  - ・介護予防・日常生活総合支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション
  - ・精神科医療の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア
- 就労

- ！ 日中支援加算について、支援を提供した初日から算定可能です。
- ！ 上記の表以外の日中活動（例えば、カルチャーセンターや市民センターでのクラブ活動等）は、算定対象とはなりません。
- ！ 当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、個別支援計画に位置付ける必要があります。

## (31) 夜間支援等体制加算（宿泊型自立訓練）

- ◆夜間支援等体制加算（I）・・・夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合
- ◆夜間支援等体制加算（II）・・・宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合
- ◆夜間支援等体制加算（III）・・・常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合

### ★夜勤と宿直の違いについて

**夜勤**… 「法定労働時間（原則1日8時間、1週40時間）内の勤務」の中で、夜間に勤務することです。深夜の時間帯である午後10時から午前5時までの勤務については、深夜割増手当（2割5分増）を支払わなければなりません。

**宿直**… 「法定労働外の勤務」で、「宿直」という業務を行うことです。  
宿直勤務の場合、通常の業務に比べると労働密度が低いことから、所轄労働基準監督署長の許可（「断続的な宿直または日勤務許可申請書（様式第10号）」により申請）を受ければ、時間外・休日労働とはなりません。宿直手当については、宿日直勤務に就くことが予定されている労働者の1人1日当たりの平均賃金の3分の1以上である必要があります。

### 《夜間支援等体制加算I・II・III共通》

- ！ 当該加算は、日単位で加算（I）～（III）をそれぞれ算定することが可能です。  
※同一事業所で同一日に加算（I）（II）（III）を併せて算定することはできません。

### 《夜間支援等体制加算I・II共通》

- ！ 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定します。この場合の夜間支援対象利用者の数は、現に利用している人数ではなく、前年度の平均利用者数となります。

- ！ 夜間支援従事者は、常勤・非常勤を問いませんが、事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者である必要があります。  
また、夜間支援従事者が障害者支援施設や病院、共同生活援助等における夜勤・宿直業務と兼務している場合は、この加算の対象とはなりません。  
※併設型・空床型の短期入所の従業者と兼務する場合は差し支えありません。  
さらに、1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、30人が上限となっています。
- ！ 夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱの算定にあたっては、夜間に行った支援の内容（巡回など）の記録を残すようにしてください（記録がないと加算を算定できない場合があります）。

### 《夜間支援等体制加算Ⅰ》

- ！ 夜勤の時間については、午後10時から翌日の午前5時までの間を最低限含む必要があります。
- ！ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排泄の支援等のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う必要があります。  
また、夜間支援の内容については、個別支援計画に位置付ける必要があります。
- ！ シフト制などの交代勤務を導入している場合は、夜間支援体制を確保している時間帯を通じて人員の配置が必要となります。また、交代時に業務の引継ぎが適切に行われる必要があります。

### 《夜間支援等体制加算Ⅱ》

- ！ 利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されている必要があります。
- ！ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定期的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う必要があります。

### 《夜間支援等体制加算Ⅲ》

- ！ 「常時の連絡体制」とは、以下の①の他、②③の場合をいいます。
  - ① 事業所の従業者が常駐している場合。
  - ② 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。
  - ③ 事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保されている場合（別途報酬等により評価される職務に従事する必要がある者による場合は除く）。

※緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに事業所内の見やすい場所に掲示する必要があります。
- ！ 「夜間防災体制」とは、警備会社と事業所に係る警備業務の委託契約を締結していることをいいます。

\*\*\*\*\* \* 短期入所のみ \* \*\*\*\*\*

(32) 短期入所の基本報酬について（短期入所）

短期入所については、福祉型については平成21年度から、医療型についても平成24年度から、基本報酬に「日中活動系サービスを利用した場合の低い報酬単位」が設定されています。

当該報酬単位の算定については、「日中活動サービスの利用の有無に関わらず、日中に短期入所サービスの提供を行なったかどうかにより判断し、その該当の可否は昼食の提供を行なつたかで判断する」とされています。

※ 日中において利用者の体調等の都合により昼食の提供を行わなかった場合は、この限りではありません。

<短期入所の基本報酬>		
区分	対象者等	備考
福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	障害者	日中に支援を行った場合
福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	障害者	日中に支援を行なわなかった場合
福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	障害児	日中に支援を行った場合
福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	障害児	日中に支援を行なわなかった場合
福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	障害者	日中に支援を行った場合
福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	障害者	日中に支援を行なわなかった場合
福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	障害児	日中に支援を行った場合
福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	障害児	日中に支援を行なわなかった場合
福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)	障害者	日中に支援を行った場合
福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)	障害児	日中に支援を行った場合
医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)	(Ⅰ)(Ⅱ)障害者・児 (Ⅲ)障害者	日中に支援を行った宿泊による利用
医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)	(Ⅰ)(Ⅱ)障害者・児 (Ⅲ)障害者	宿泊を伴わない利用
医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)～(Ⅵ)	(Ⅳ)(Ⅴ)障害者・児 (Ⅵ)障害者	日中に支援を行わない宿泊による利用

<例>

- ① 午前から福祉型短期入所を利用し、翌日の夕方に帰宅した。  
⇒ 1日目、2日目とも「日中支援あり」
- ② 昼過ぎ（昼食の提供なし）から福祉型短期入所を利用し、翌日の夕方に帰宅した。  
⇒ 1日目は「日中支援なし」、2日目は「日中支援あり」
- ③ 日中に他のサービスを利用して夕方から福祉型短期入所を利用し、翌朝（昼食前）に帰宅した。  
⇒ 1日目、2日目とも「日中支援なし」
- ④ 昼前から福祉型短期入所を利用し、翌日に朝から学校（あるいは生活支援等）に通った。  
⇒ 1日目は「日中支援あり」、2日目は「日中支援なし」

！ 日中に短期入所において支援を実施したことが分かるよう、食事提供の有無や入退所時間等を記録しておく必要があります。

※福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)及び福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できません。

### **(33) 福祉型強化短期入所サービス費について（短期入所）**

障害支援区分1以上の障害者又は区分1以上の障害児に該当し、かつ、施設系25ページにあるスコア表に掲げる状態のいずれかに該当する者等を支援するために、指定短期入所事業所に看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を配置する場合は、福祉型強化短期入所サービス費を算定する。

なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能とするが、該当する者等がいない日については福祉型短期入所サービス費を算定すること。

#### **【福祉型強化短期入所について】**

- ◆ 併設型及び空床型の短期入所で本体施設に看護職員が配置されている場合は、当該職員をもって福祉型強化短期入所における看護職員の配置要件を満たすものとする。  
ただし、本体施設と短期入所事業所の職務が同時並行的に行われることに差し支えないと考えられるもの以外である場合、本体施設における勤務時間については、短期入所での勤務時間に含むことはできない。
- ◆ 福祉型強化短期入所を行う場合は本市へ事前の届け出が必要です。

### **(34) 短期入所事業所における利用日数の上限（短期入所）**

！ 短期入所における長期（連続）利用日数の上限設定→連続30日までを限度とされました。

なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認められます。

※ ただし、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じてこれらの日数を超えることが認められる場合もあります。

### **(35) 年間利用日数の適正化（短期入所）**

！ 年間の利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることが計画相談支援の指定基準に位置づけられました。

※ ただし、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じてこれらの日数を超えることが認められる場合もあります。

### (36) 短期利用加算（短期入所）

指定短期入所等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して、30日を限度として算定する。

※利用開始日（短期利用加算の起算日）から起算して1年間について30日を限度に算定するものであり、年度ごとに算定回数がリセットされるものではありません。

### (37) 常勤看護職員等配置加算（短期入所）

常勤換算方法で 1 以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を配置している場合に、利用定員に応じ、所定単位数を加算。

### (38) 医療的ケア対応支援加算（短期入所）

福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定する指定短期入所事業所において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、スコア表の項目の欄に掲げるいすれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対して指定短期入所を提供する場合に算定可能。なお、この場合において、看護職員は常勤、非常勤を問わない。

### (39) 重度障害児・障害者対応支援加算（短期入所）

福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定する指定短期入所事業所において、区分 5 若しくは区分 6 又は障害児支援区分 3 の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者数の 100 分の 50 以上である場合に算定可能。

### (40) 重度障害者支援加算（短期入所）

#### 重度障害者支援加算（Ⅰ）

(1)区分 6 かつ行動関連項目 10 点以上の者等を受け入れた場合に算定。

※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき基礎研修修了者が支援を行った場合、(1)に加え +100 単位(／日)

(2)上記(1)を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合、(1)に加え +50 単位(／日)

#### 重度障害者支援加算（Ⅱ）

(1)区分 4 以上かつ行動関連項目 10 点以上の者等を受け入れた場合に算定。

※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合、(1)に加え +70 単位(／日)

(2)上記(1)を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合、(1)に加え +50 単位(／日)

#### (41) 地域生活支援拠点の場合（短期入所）

地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合に、当該短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日について、更に200単位を加算する。

#### (42) 医療型短期入所受入前支援加算（短期入所）

##### 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）

事業所の職員が、事業所の利用を希望する医療的ケア児者に対し、事業所を利用する前日までに自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上でサービスの提供を行った場合に、サービス提供を開始した日について、所定単位数を加算。

##### 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）

事業所の職員が、事業所の利用を希望する医療的ケア児者に対し、事業所を利用する前日までに、テレビ電話装置等を活用することにより医療的ケアの手技等を確認した上でサービスの提供を行った場合に、サービス提供を開始した日について、所定単位数を加算。

#### (43) 緊急短期入所受入加算（短期入所）

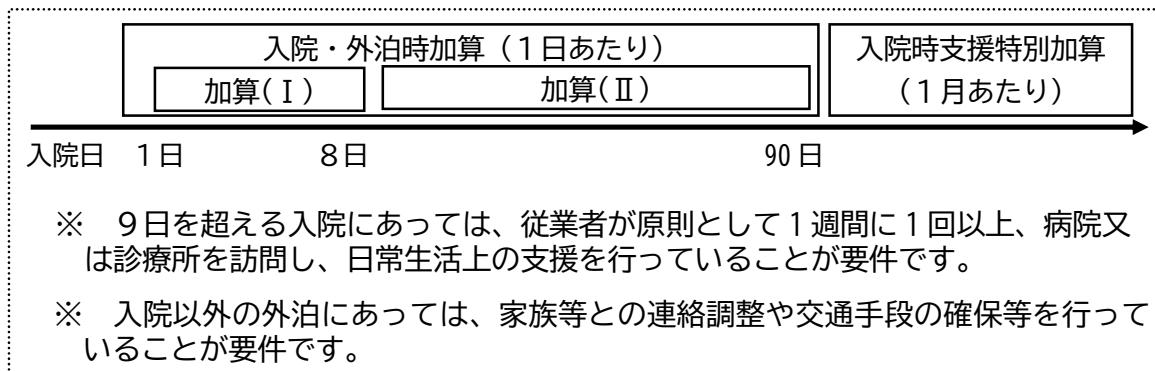
居宅において介護者の急病等のやむを得ない理由により、緊急に短期入所を受ける必要がある者に対し、短期入所等を緊急に行った場合に、短期入所等を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき算定可能。

- ① 緊急利用者とは、やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者である。
- ② 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。
- ③ 受け入れることが困難な場合は、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。
- ④ 算定対象期間は原則として7日以内。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き算定することが可能。ただし、隨時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。

## \*\*\*\*\*施設入所支援のみ\*\*\*\*\*

### (44) 施設入所支援における入院・外泊時加算、入院時支援特別加算

- ① 入院又は外泊した翌日から起算して8日間は、入院・外泊時加算(Ⅰ)を算定
- ② ①から引き続き入院又は外泊する場合には、82日間を限度として入院・外泊時加算(Ⅱ)を算定
- ③ ②からさらに引き続き入院する場合には、入院時支援特別加算を算定



※ 9日を超える入院にあっては、従業者が原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、日常生活上の支援を行っていることが要件です。

※ 入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行っていることが要件です。

！ 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておく必要があります。また、入院の場合において、特段の事情により病院又は診療所を訪問できなくなった場合についても、その具体的な内容を記録しておく必要があります。

### (45) 夜勤職員配置体制加算（施設入所支援）

- ◆ 利用定員が21人以上40人以下・・・60単位
- ◆ 利用定員が41人以上60人以下・・・48単位
- ◆ 利用定員が61人以上 ・・・39単位

また、当該加算の算定にあたっては、以下のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす必要があります。

- ア 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合・・・夜勤2人以上
- イ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合・・・夜勤3人以上
- ウ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合  
・・・夜勤3人に前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人加えて得た数以上

※夜勤については「生活支援員」が行う必要があり、「サービス管理責任者」が夜勤を行ったとしても、当該加算の算定に必要な夜勤職員とはなりません。

※入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。

- ア 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合・・・夜勤1.9人以上
- イ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合・・・夜勤2.9人以上
- ウ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合  
・・・夜勤3.9人に前年度の利用者の数の平均値が100を超えて40又はその端数を増すごとに1人加えて得た数以上

## (46) 施設入所支援における重度障害者支援加算

### 《重度障害者支援加算Ⅰ》

#### ◆ 算定要件

以下の要件を満たし、指定施設入所支援等の提供を行った場合、一日につき算定可能。

##### ① 対象者の要件

医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者。

##### ② 施設要件

指定障害者支援施設等に置くべき人員配置に加え、常勤換算方法で、看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているもの。

### 《重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ》

#### ◆重度障害者支援加算（Ⅱ）

(1) 生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の過程を修了し、証明書の交付を受けた者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき個別支援を行った場合に算定。

※1 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位（/日）

(2) 上記（1）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、（1）に加え+150単位（/日）

※2 個別支援を開始した日から180日以内は、※1に加え+200単位（/日）

#### ◆重度障害者支援加算（Ⅲ）新設

(1) 生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の過程を修了し、証明書の交付を受けた者を20%以上配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき個別支援を行った場合に算定。

※3 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位（/日）

(2) (1)を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、（1）に加え+150単位（/日）

※4 個別支援を開始した日から180日以内は、※3に加え+200単位（/日）

## (47) 夜間看護体制加算（施設入所支援）

夜勤職員配置体制加算が算定されている施設について、生活支援員に代えて看護職員（重度障害者支援加算Ⅰの対象となる看護職員を除く）を1以上配置している場合に加算する。

この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1を超えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

！ 重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定対象となる看護職員を除いて1以上配置する必要があります。

！ 原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであるため、通常は夜間看護体制をとっていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できません。

## (48) 地域移行促進加算Ⅰ・Ⅱ（施設入所支援）

### 《地域移行促進加算Ⅰ》

運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして、指定権者に届け出た指定障害者支援施設等において算定されるもの。

- 施設障害福祉サービス計画に基づき、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定。
- 地域移行促進加算Ⅰの算定期間中にあっては、施設入所支援の外泊に位置づけられるものとし、入院・外泊時支援加算を併せて算定できるもの。
- 体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は、地域移行促進加算Ⅰは算定しない。

### 《地域移行促進加算Ⅱ》

入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として算定する。

## (49) 栄養マネジメント加算（施設入所支援）

次の①から④までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして、指定権者に届け出た指定障害者支援施設等において算定されるもの。

- ① 常勤の管理栄養士を1名以上は位置していること
- ② 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種のものが共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ③ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ④ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

！ 栄養ケア・マネジメントは個別支援計画の一環として行われるものであり、原則として入所者全員に対して実施すべきものです。

！ 作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者またはその家族に説明し、同意を得る必要があります。

！ 入所者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行う必要があります。

## (50) 経口移行加算（施設入所支援）

- ① 医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、10の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。
- ② 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示

に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

◆ その他

経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180日を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとすること。

ただし、この場合において、医師の指示は概ね2週間ごとに受けるものとすること。

### (51) 経口維持加算（施設入所支援）

#### 《経口維持加算Ⅰ》

現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

#### 《経口維持加算Ⅱ》

協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

### (52) 口腔衛生管理体制加算（施設入所支援）

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

### (53) 口腔衛生管理加算（施設入所支援）

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

- ① 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ② 歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

- ③ 歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。

#### (54) 通院支援加算（施設入所支援）

入所者に対し、通院に係る支援を実施した施設について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

#### (55) 障害者支援施設等感染対策向上加算（施設入所支援）

##### 【障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）】

以下の（1）～（3）を満たした施設において、1月につき所定単位数を加算。

- (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。
- (2) 協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めており、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応できる。
- (3) 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に、1年に1回以上参加している。

##### 【障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）】

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上実地指導を受けている施設において、1月につき所定単位数を加算。

#### (56) 新興感染症等施設療養加算（施設入所支援）

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している施設等において、入所者に対し、適切な感染対策を行った上で支援を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算。

！ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定します。